

第116回(令和5年2月8日) 新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード	資料3-7
藤井先生提出資料	

現在の感染・療養状況等について

大阪府健康医療部

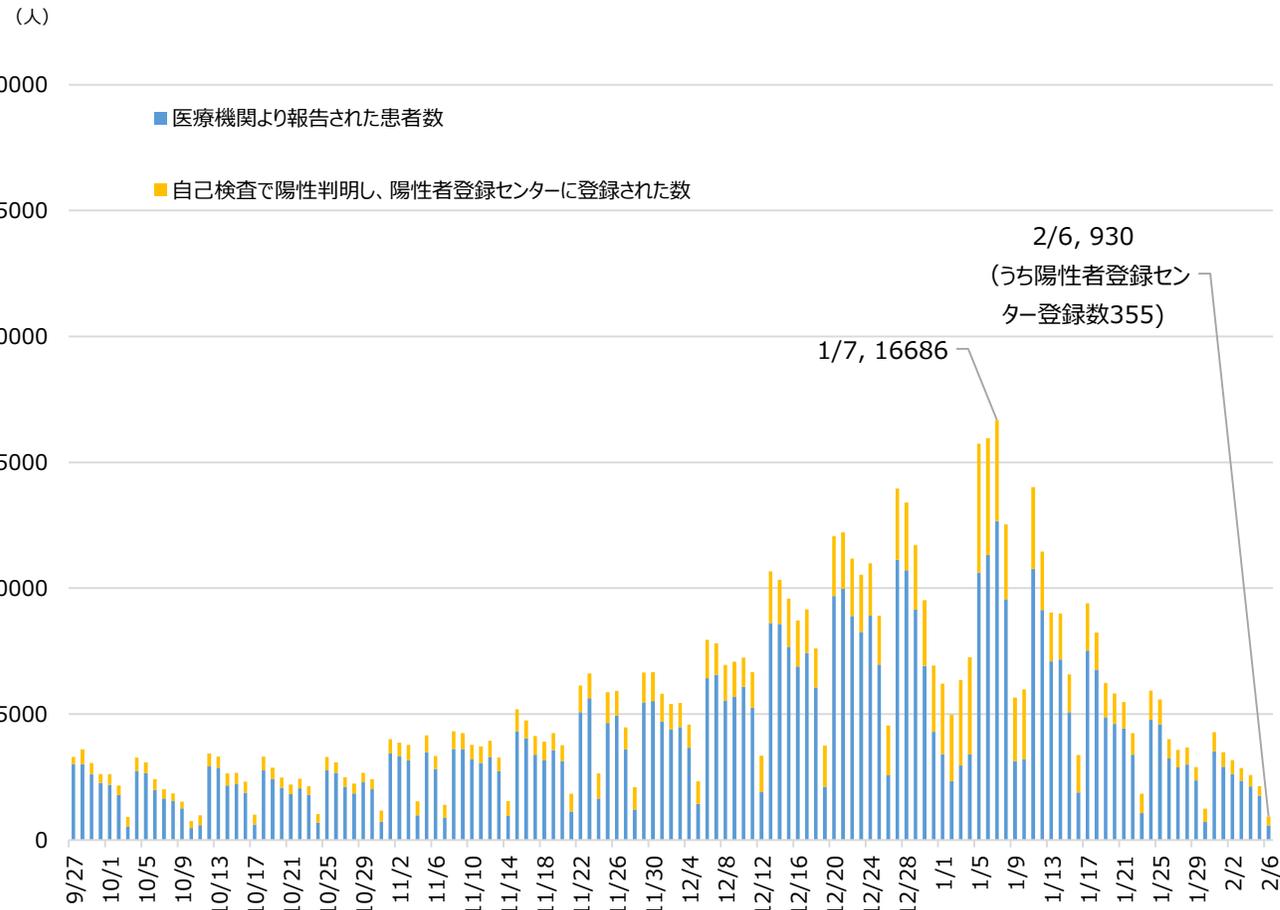
- 1 陽性者数等の推移 P3～9
- 2 入院・療養状況 P10～14
- 3 「With コロナ」体制への移行における
新型コロナウイルス感染症対策（保健・医療分野）の見直し P15～21

1 陽性者数等の推移

陽性者数の推移（2月6日時点）

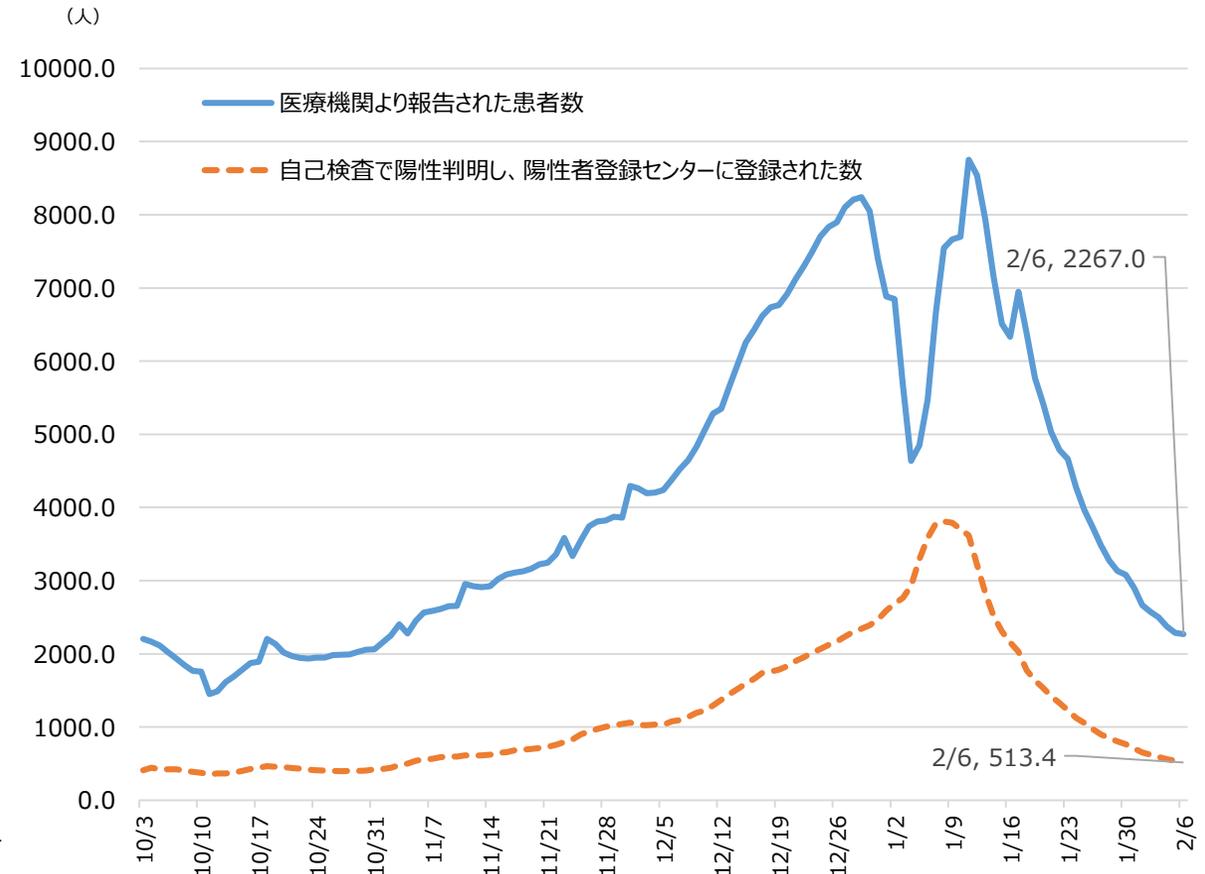
- ◆ 新規陽性者数は減少傾向が続いている。
- ◆ 医療機関より報告された患者数（7日間移動平均）及び陽性者登録センター登録者数（同）もともに減少傾向。

【新規陽性者数】



※令和4年9月27日以降の新規陽性者数は、医療機関より報告された患者数及び大阪府陽性者登録センター登録数の合計

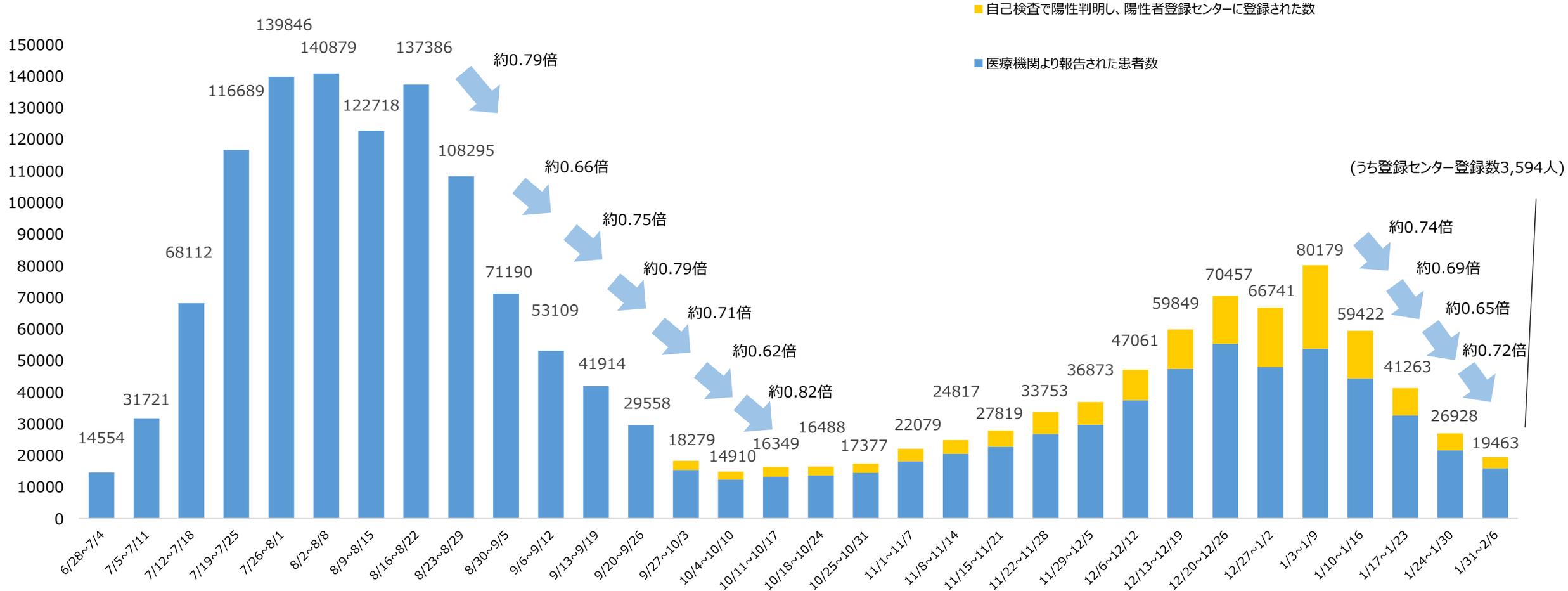
【新規陽性者数の内訳 7日間移動平均】
(医療機関より報告された患者数、陽性者登録センター登録数)



7日間毎の新規陽性者数(2月6日時点)

◆ 直近1週間の新規陽性者数は2,780人/日で、減少傾向が続いている。

(人)

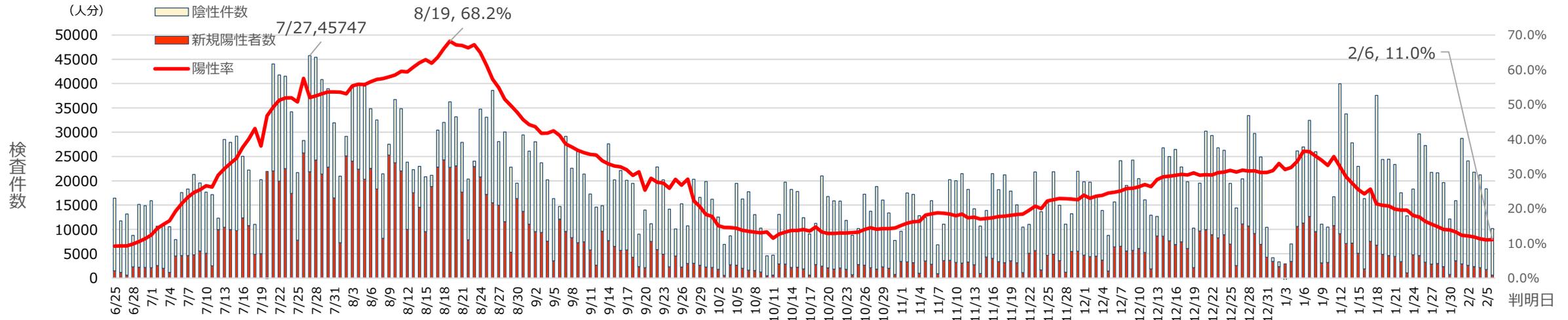


検査件数と陽性率（2月6日時点）

◆ 陽性率は2月6日時点で11.0%と減少傾向。

1月23日～1月29日の1週間における陽性判明率は、自費検査は3.0%、無料検査は3.6%と、ともに減少。

【行政検査】



※令和4年9月27日以降の新規陽性者数は医療機関より報告された患者数

※令和4年9月27日以降の陽性率の算出方法は以下のとおり
 分子：直近1週間で把握した医療機関から報告のあった患者数の合計
 分母：直近1週間で把握した医療機関から報告のあった検査件数の合計

【自費検査】

自費検査提供機関（府内に営業所がある自費検査のみを提供する民間会社等）及び新型コロナウイルス検査実施事業者（薬局等）において有料で実施した検査件数

期間	自費検査件数	(参考値) 陽性判明数	陽性判明率
1/9～1/15	3,311 件	231 名	7.0 %
1/16～1/22	2,544 件	153 名	6.0 %
1/23～1/29	2,398 件	72 名	3.0 %

【無料検査】

新型コロナウイルス検査実施事業者（薬局等）で実施された検査件数
 （ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業と感染拡大傾向時の一般検査事業の合計）

期間	無料検査件数	(参考値) 陽性判明数	陽性判明率
1/9～1/15	47,214 件	4,652 名	9.9 %
1/16～1/22	39,404 件	2,213 名	5.6 %
1/23～1/29	32,434 件	1,181 名	3.6 %

※このほか、高齢者施設等（入所・居住系）の従事者に対する抗原キット定期検査を実施。

※陽性判明数の中には、府外に発生届が提出されている人や確定診断されていない人も含まれるため、陽性判明数は参考値としている。
 （陽性者数は、国のシステム（HER-SYS）上、行政検査、自費検査、無料検査、のいずれかで陽性となったかは区別ができない。）

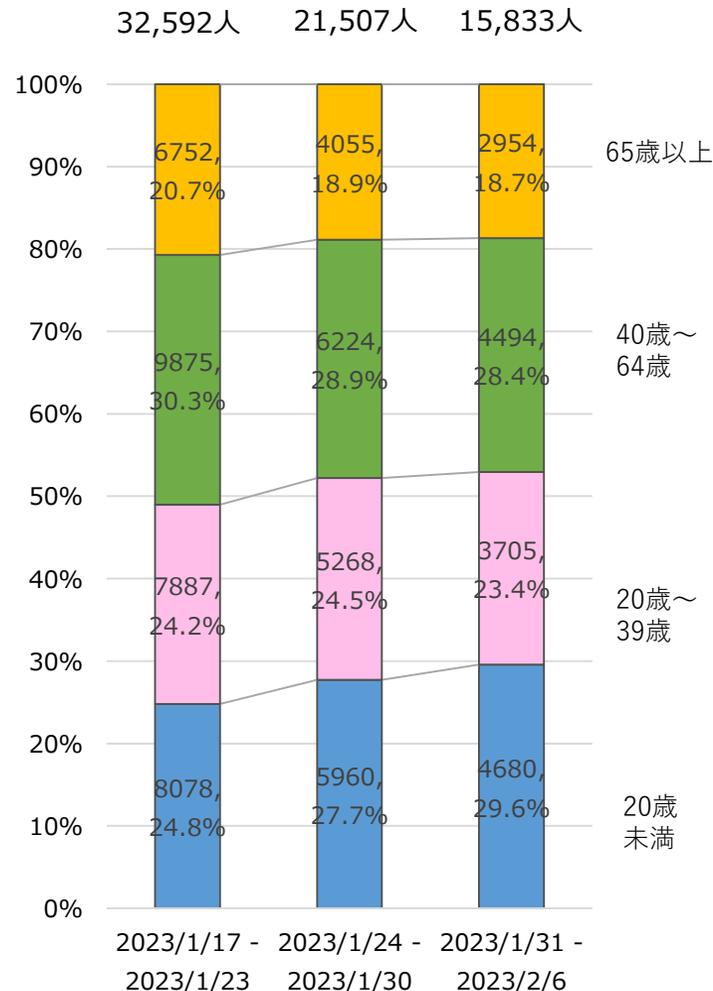
陽性者の年齢区分（2月6日時点）

◆ 陽性者の年齢区分（割合）は、全陽性者及び医療機関から報告された患者では、20歳未満の割合が増加。

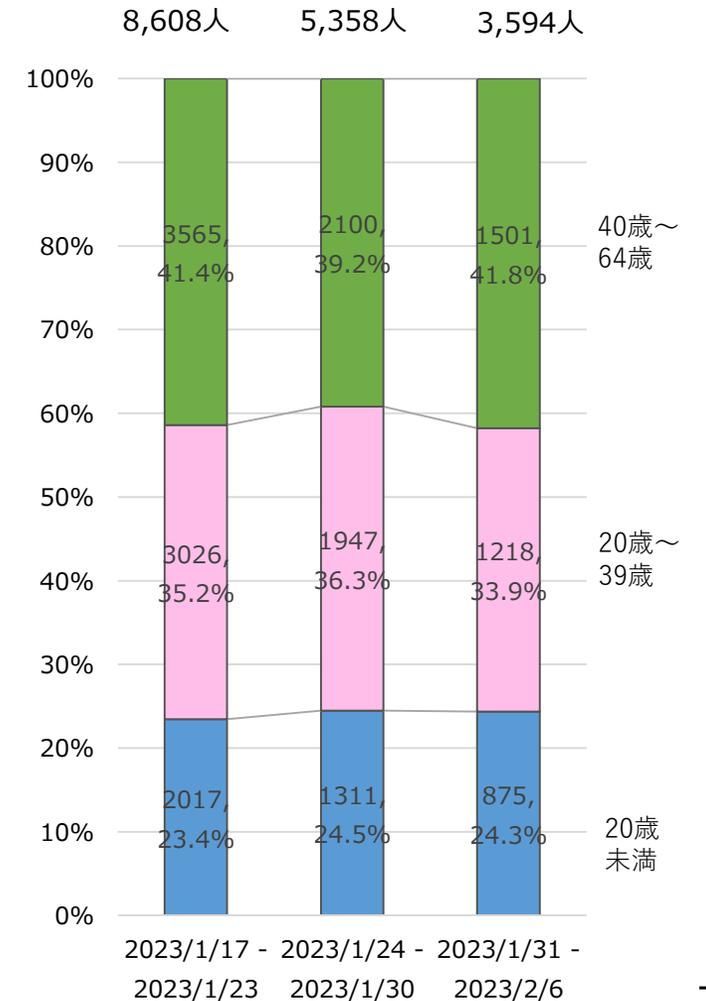
■ 全陽性者（①+②）



① 医療機関から報告された患者



② 自己検査で陽性判明し、陽性者登録センターに登録された患者



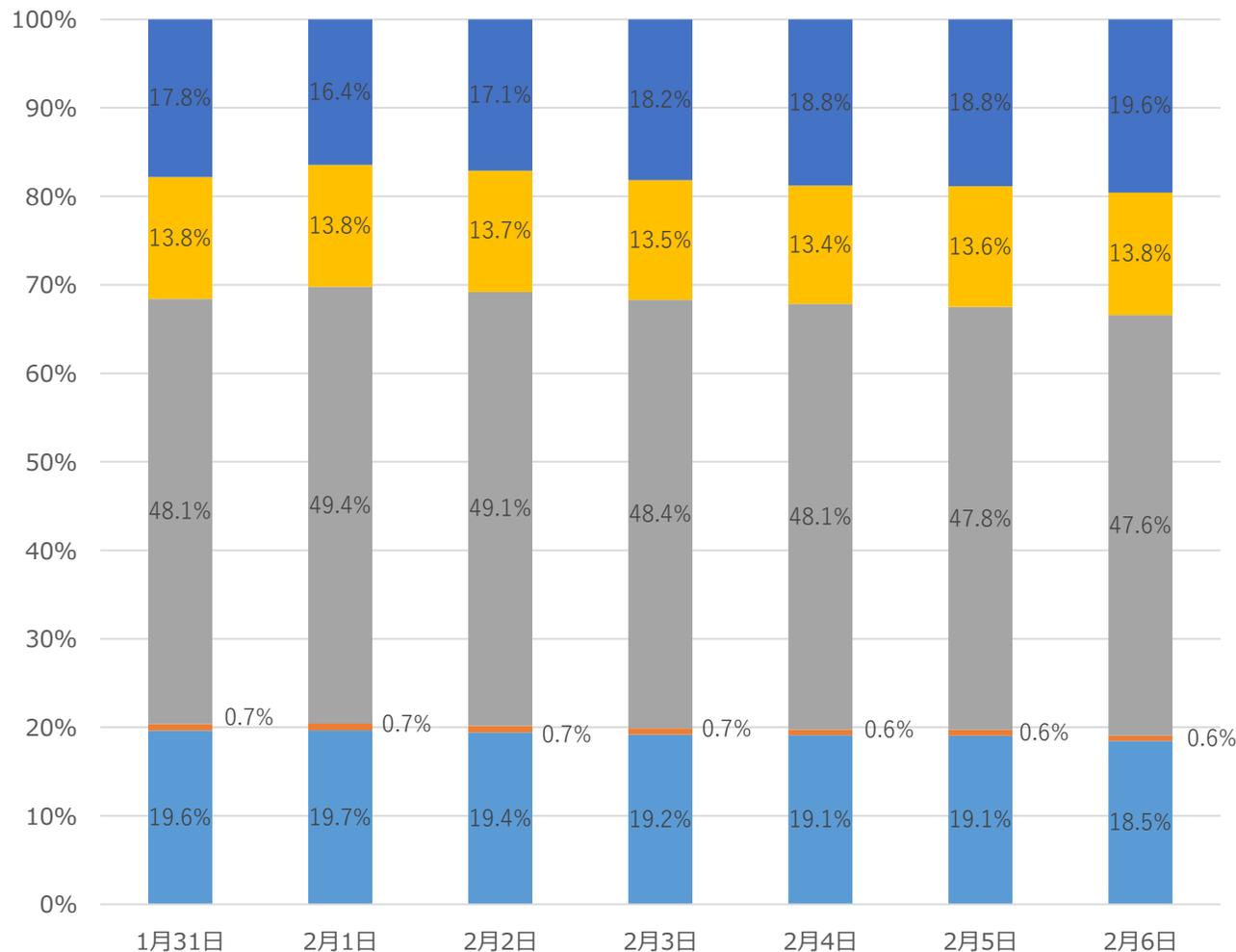
内訳

※年齢不明を除く。

新規陽性者数の内訳（直近7日間移動平均）（2月6日時点）

◆ 新規陽性者（直近7日間移動平均）のうち、発生届対象は13.8%（385人）と概ね横ばいで推移。自己検査を実施し陽性者登録センターに登録した方は、18.5%（513人）とやや減少傾向。

新規陽性者数の内訳



登録センター未登録
（医療機関検査）
544人

発生届提出
（医療機関検査）
385人

登録センター登録
（医療機関検査）
1,322人

登録センター登録
（定期検査等）
16人

登録センター登録
（自己検査）
513人

医療機関等受診
81.5%

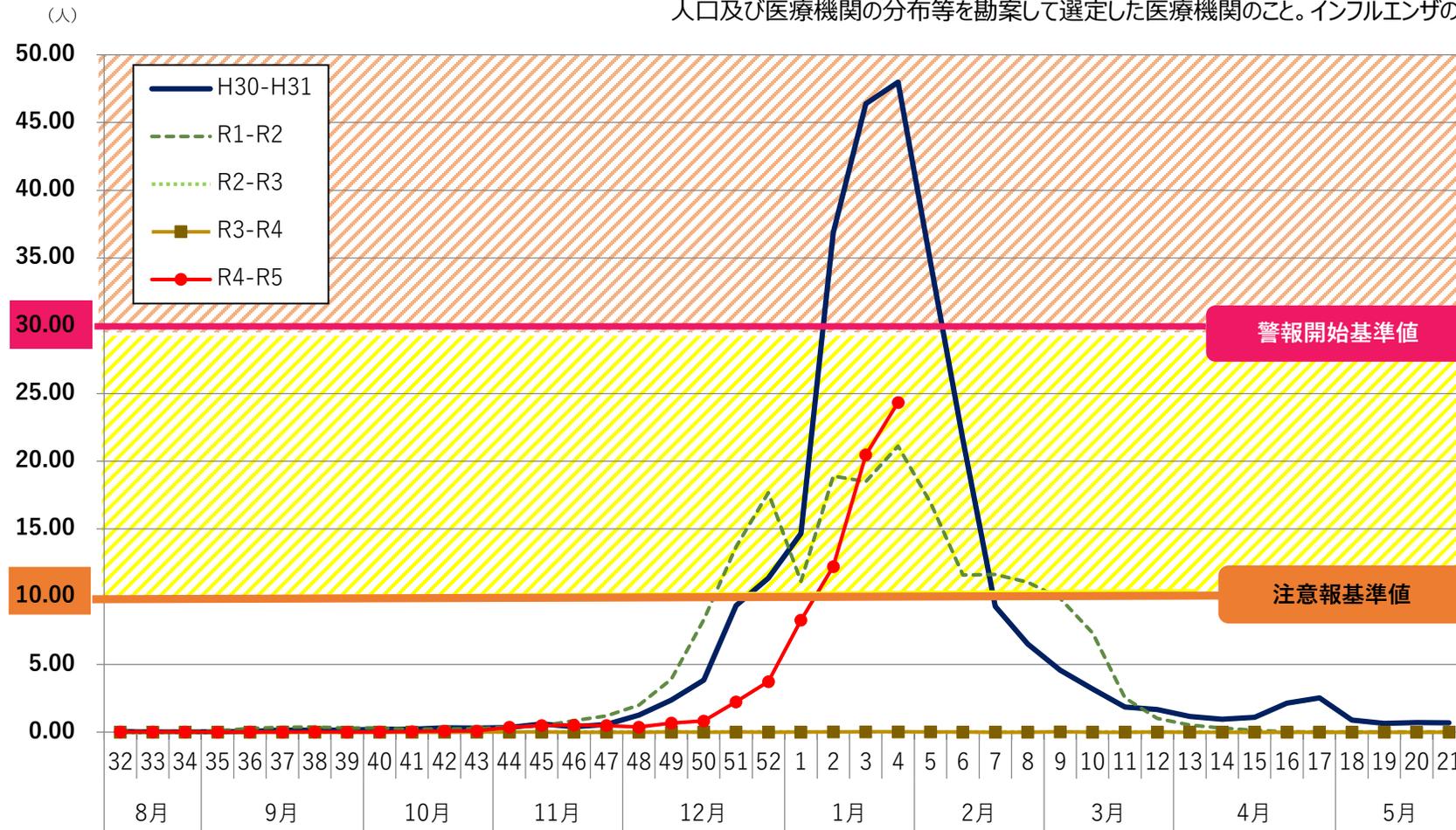
発生届+登録
80.4%

自己検査
18.5%

インフルエンザの流行状況（大阪府における定点あたりの患者報告数※の推移）

◆ 今年の第4週（1月23日～1月29日）では24.34で増加傾向が続くが、増加速度はやや鈍化した可能性がある。

※「定点あたりの患者報告数」とは、定点医療機関からの総患者報告数を定点医療機関数で割った数のこと。
 インフルエンザの流行期入りの目安は「1」。
 定点医療機関とは、定点把握対象5類感染症（インフルエンザ等）の発生状況を地域的に把握するため、人口及び医療機関の分布等を勘案して選定した医療機関のこと。インフルエンザの定点医療機関数は「300」。



2 入院・療養状況

◆ 病床使用率は、2月6日時点で31.3%と減少傾向。

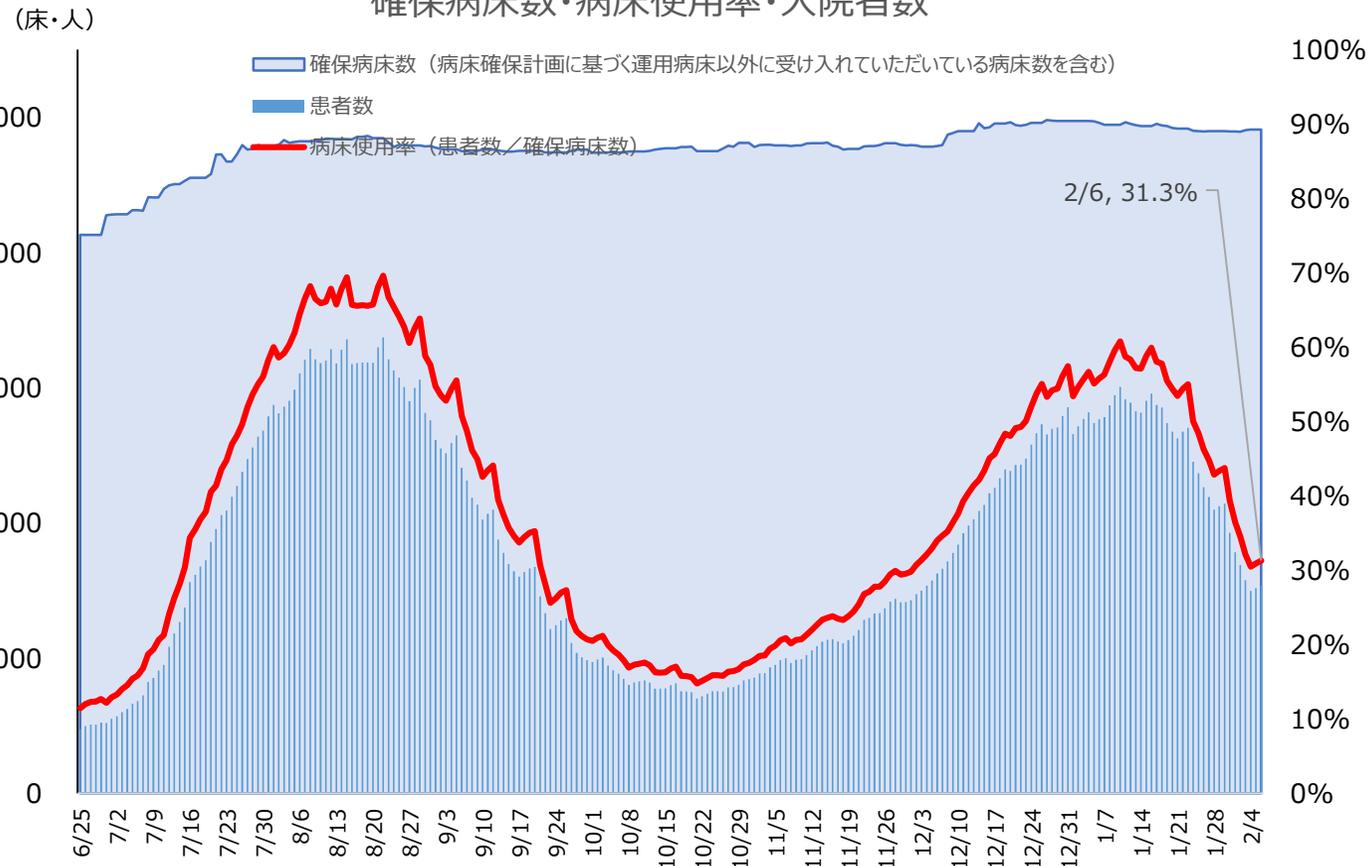
● 確保病床と使用率

2月6日現在 **病床使用率31.3%**

病床数 4,910床 入院患者数 1,537人

※病床数には、病床確保計画に基づく確保病床以外の受入病床数31床を含める

確保病床数・病床使用率・入院者数



新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保・運用状況【重症】

◆ 重症病床使用率（コロナは軽症中等症だが、その他疾病で重症病床における入院加療が必要な患者数を除く）は、2月6日時点で10.3%と減少傾向。

● 確保病床と使用率

2月6日現在 **病床使用率10.3% (15.4%)**

病床数 592床 入院患者数 61人 (91人)

※病床数には、病床確保計画に基づく確保病床以外の受入病床数6床を含める

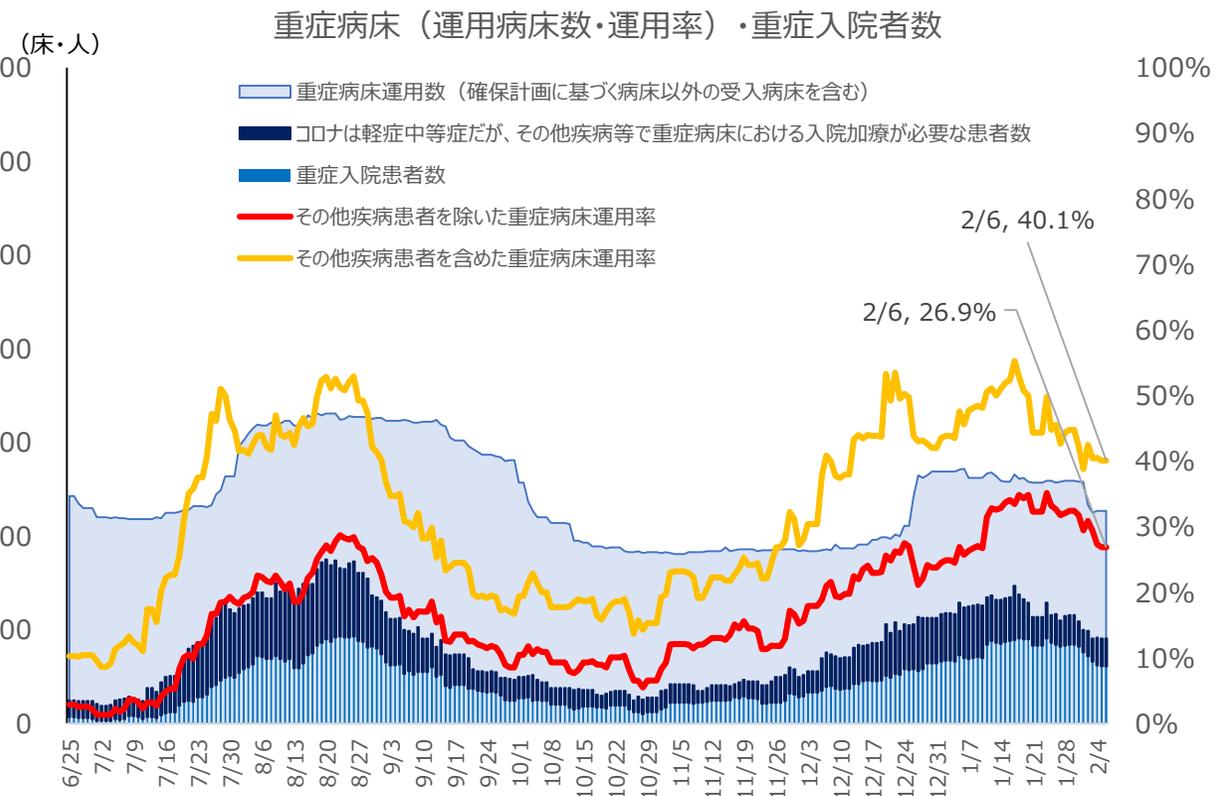
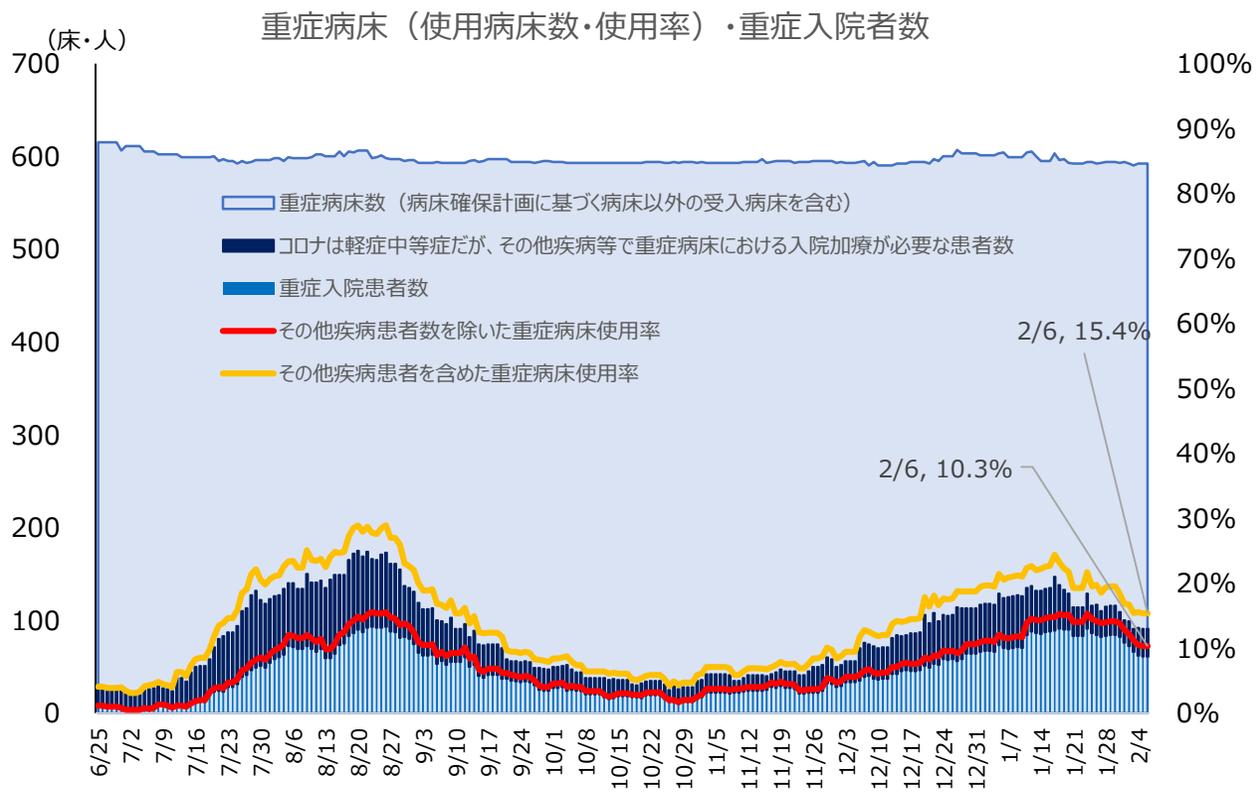
※ () の%、人数は、コロナは軽症中等症だが、その他疾病等で重症病床における入院加療が必要な患者数30人を含めた場合の率と患者数

● 運用病床と運用率

2月6日現在 **病床運用率26.9% (40.1%)**

運用病床数 227床 入院患者数 61人 (91人)

※左記に同じ



※2月1日、受入医療機関に対し、重症病床のフェーズ1（150床）への移行を通知

新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保・運用状況【軽症中等症】

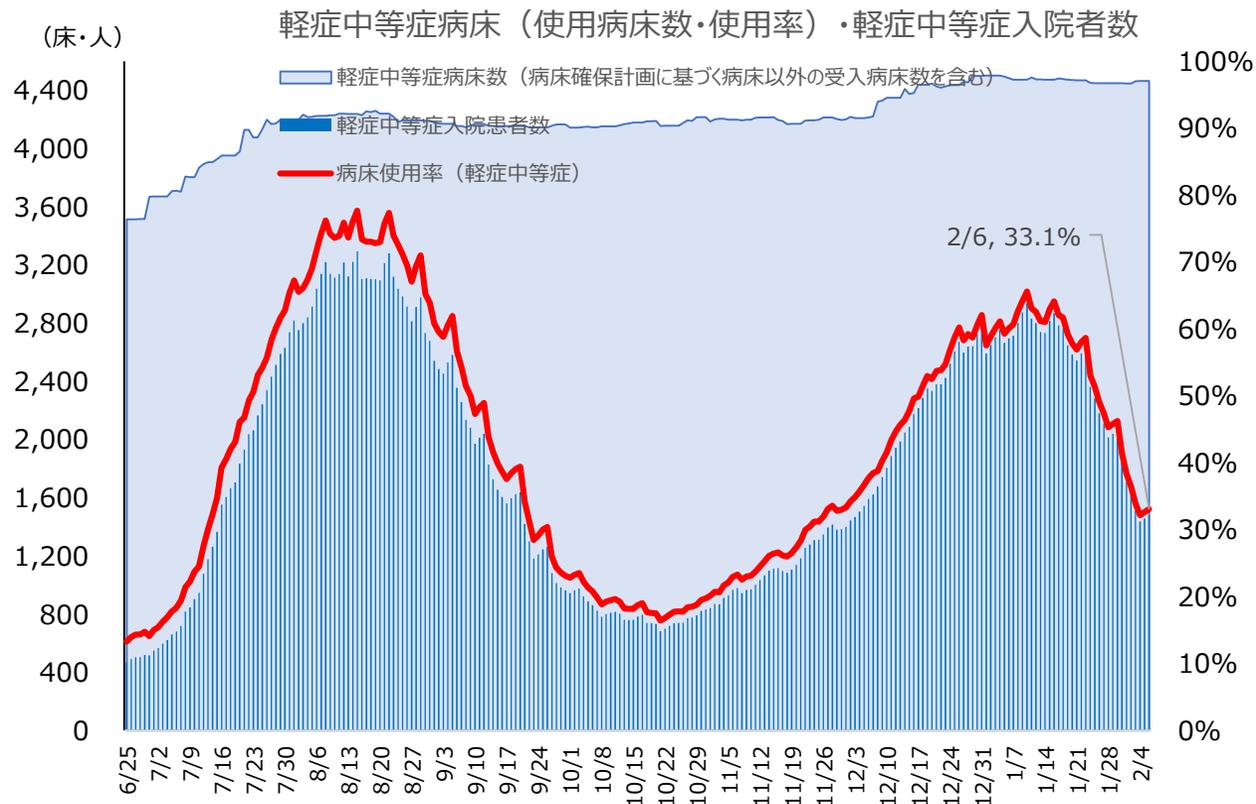
◆ 軽症中等症病床使用率は、2月6日時点で33.1%と減少傾向。

● 確保病床と使用率

2月6日現在 **病床使用率33.1%**

病床数 4,465床 入院患者数 1,476人

※病床数には、病床確保計画に基づく確保病床以外の受入病床数25床を含める
 ※患者数には、コロナは軽症中等症だが、その他疾病等で重症病床における入院加療が必要な患者数30人を含める。

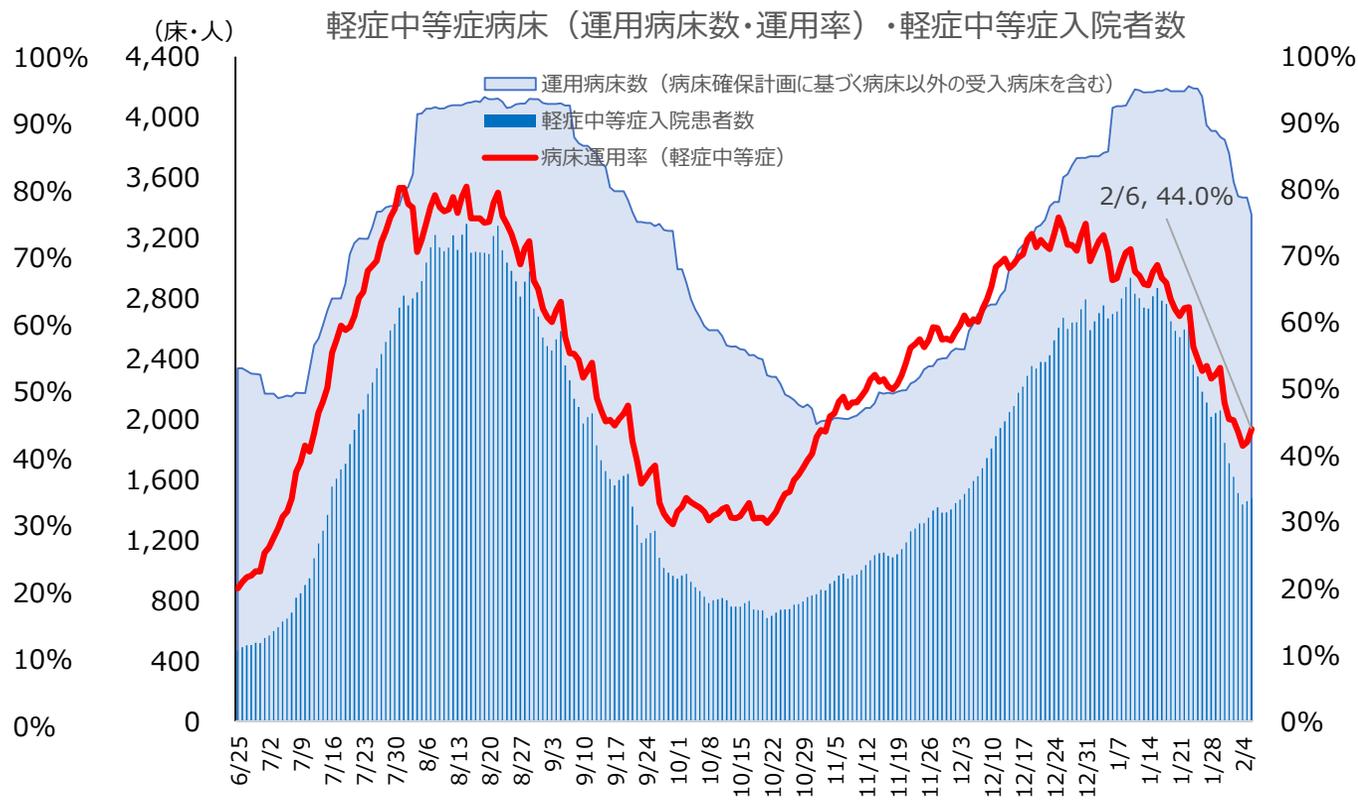


● 運用病床と運用率

2月6日現在 **病床運用率44.0%**

運用病床数 3,356床 入院患者数1,476人

※左記に同じ



※2月7日、受入医療機関に対し、軽症中等症病床のフェーズ3（2,350床）への移行を通知

新型コロナウイルス感染症宿泊・自宅療養者数

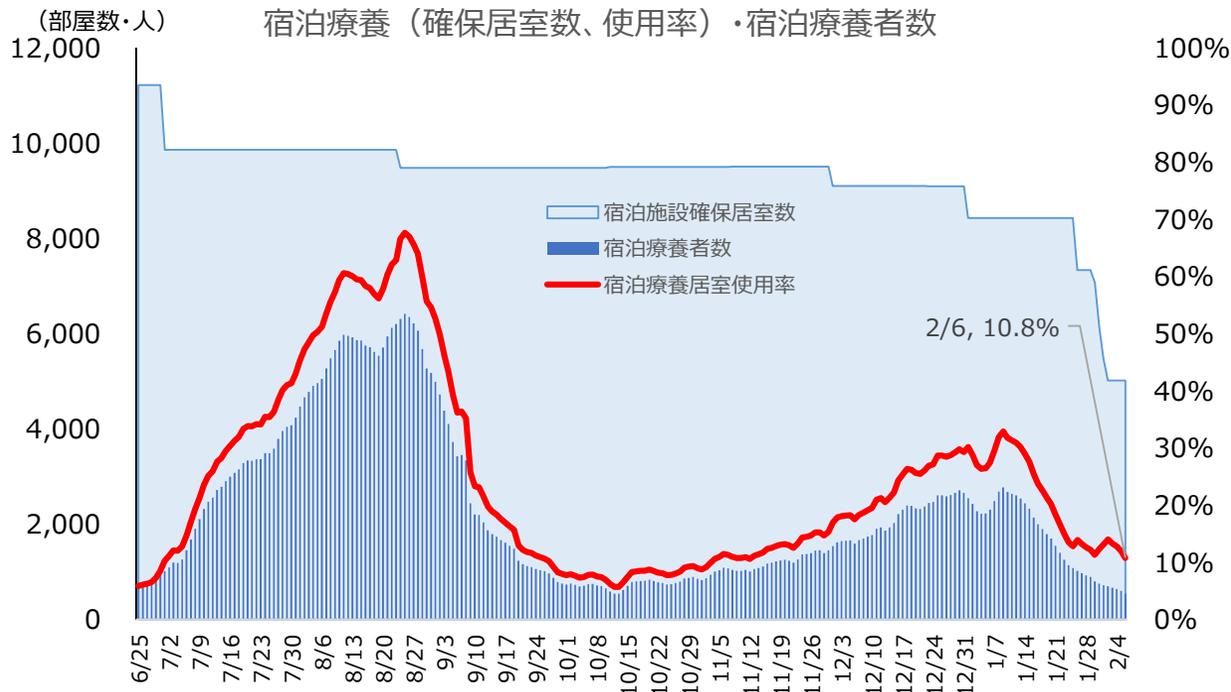
- ◆ 宿泊療養施設居室使用率は、2月6日時点で10.8%と減少傾向。
- ◆ 2月6日時点の自宅療養者数(参考値)は18,632人と減少傾向。

● 宿泊療養施設使用状況

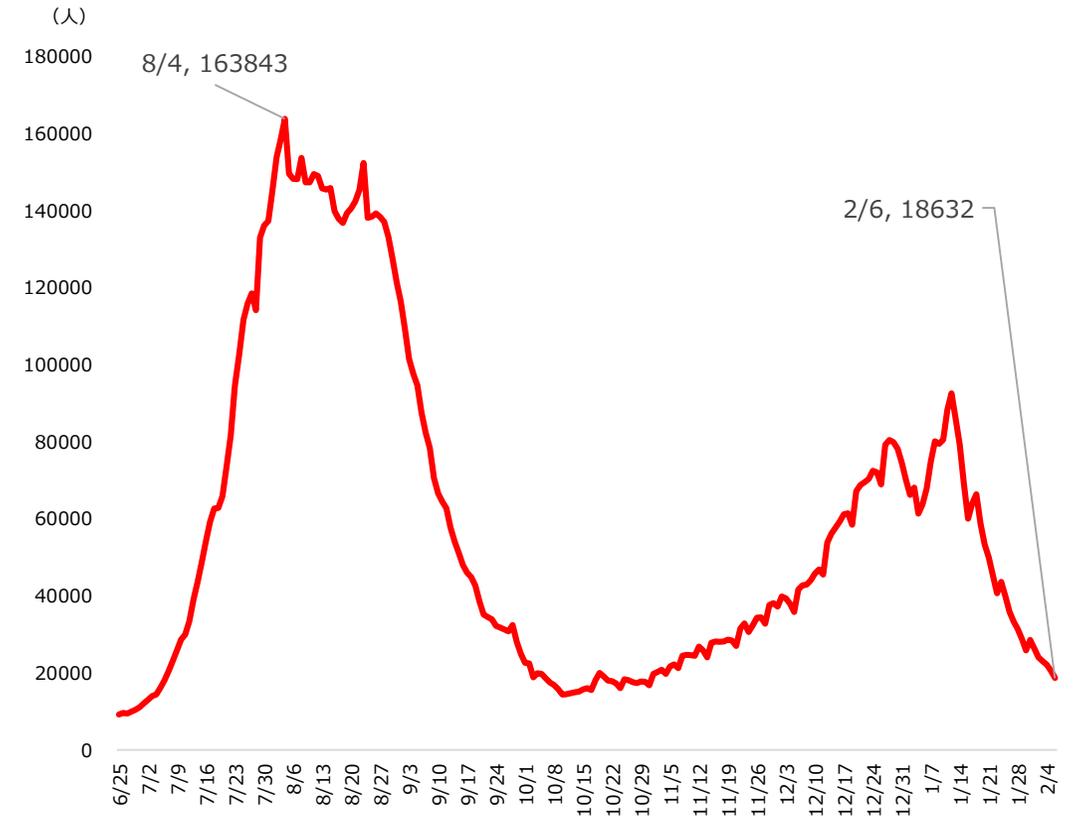
2月6日現在 **使用率10.8%**

居室使用数5,016室 療養者数 540人

運用率13.9% (運用居室数3,876室)



● 自宅療養者数(参考値)



※令和4年9月27日以降は参考値。

「公表日から7日前までの陽性者数 - (公表日時点の入院者数 + 公表日時点の宿泊療養者数)」で算出。

※1月31日、フェーズ4 (4,000室) へ引き下げ

※第八波における入所者数等を踏まえ、宿泊療養施設数を段階的に縮小。2月～5,016室 (21施設)

3 「With コロナ」体制への移行における 新型コロナウイルス感染症対策 (保健・医療分野) の見直し

新型コロナ対策における大阪府の取組み（現状）

◆ 新型コロナ対策においては、地域の医療機関を中心とした通常期の対応とは異なり、法令や予算（緊急包括支援交付金・地方創生交付金等）に基づき、府が多数の取組みを実施。

通常期

新型コロナ対策における府の取組み（現行）

相談
・
検査

入院
・
療養

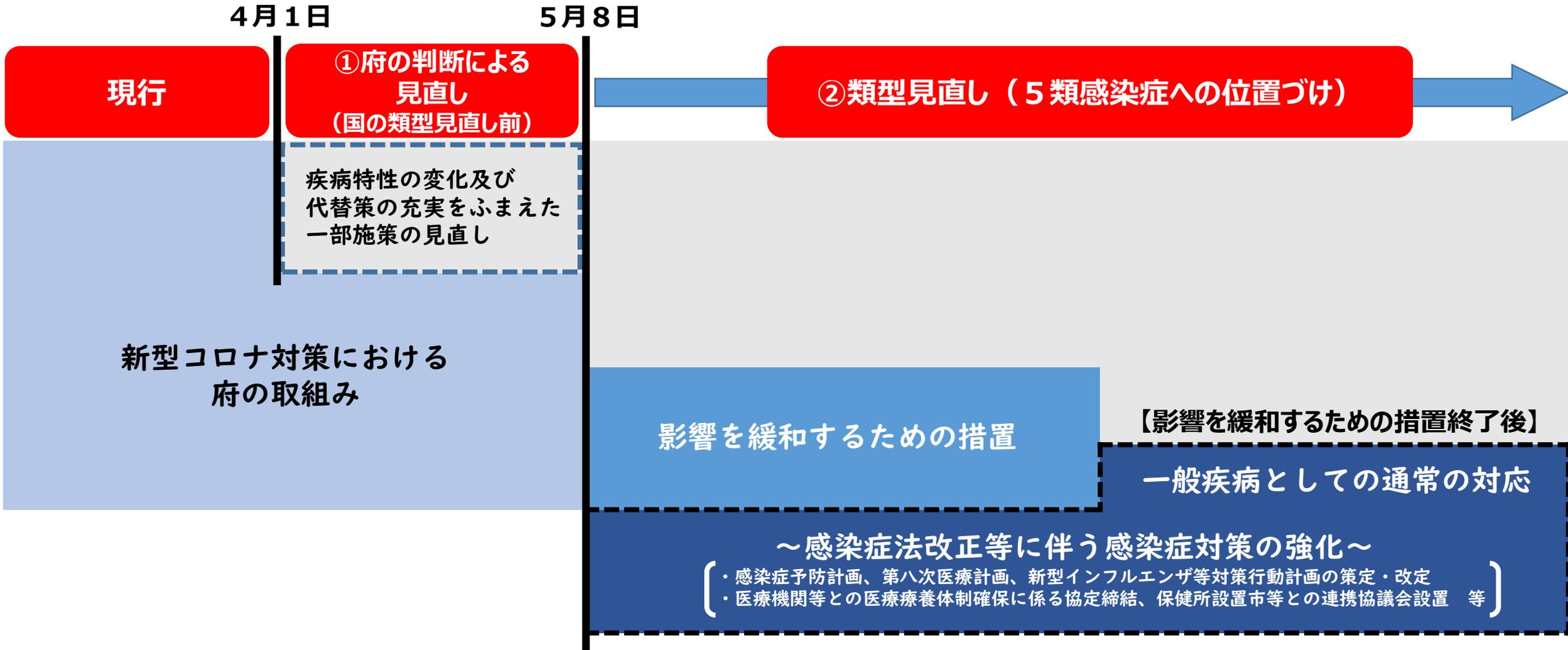
ワクチン

クラスター
対策ほか

地域の
医療機関

各施設
保健所

根拠	法令	包括交付金等	創生交付金	一般財源等
相談		発熱SOS 府民向け窓口		
検査	行政検査	頻回検査 検査キット配布	無料検査	流行期支援 医療機関の運営支援等
入院	費用の公費負担	医療機関支援 { 病床確保料 設備整備補助 人材派遣 処遇改善 各種協力金 }		助け合い基金
療養	保健所長による 隔離決定 (入院、宿泊・ 自宅療養)	待機ST 大阪コロナ重症 センター		転退院促進
ワクチン		ホテル確保 (診療型含む) 自宅SOS・ 宿泊調整コールセンター	オンライン・往診 配食・パルス { 簡易配食 }	
その他		専門医療・相談 体制の確保 個別・職域 接種促進	大規模 接種会場 高齢者施設等 接種促進	
		OCRT (専門家派遣)	保健所等人材派遣 施設内療養支援	



◆ 疾病特性の変化や国等における代替策の充実を踏まえ、令和4年度末で計12事業を見直す。

見直しの考え方

相談
・
検査

入院
・
療養

ワクチン

クラスター
対策ほか

① ②
疾病特性の
変化に伴うもの
代替策の
充実に伴うもの

新型コロナ対策における府の取組み（R4年度末廃止・縮小後）

根拠	法令	包括交付金等	創生交付金	一般財源等
相談		発熱SOS 府民向け窓口		
検査	行政検査	頻回検査 検査キット配布	無料検査	流行期支援 医療機関の運営支援等
入院	費用の公費負担	医療機関支援 〔病床確保料 設備整備補助 人材派遣〕	各種協力金 処遇改善 (一部見直し)	助け合い基金 転退院促進
療養	保健所長による 隔離決定 (入院、宿泊・ 自宅療養)	待機ST 大阪コロナ重症 センター		
ワクチン		ホテル確保 (診療型含む) 一部確保数見直し 自宅SOS 宿泊調整コールセンター	オンライン・往診 配食・パルス 簡易配食	
その他		専門医療・相談 体制の確保 個別・職域 接種促進	大規模 接種会場 高齢者施設等 接種促進	保健所等人材派遣 施設内療養支援

R4年度末
一部廃止・縮小事業

「With コロナ体制」への移行に向けた府の対応①ー令和4年度末での一部新型コロナ事業の廃止・縮小ー

	事業名称	事業概要	対応	理由	
1	無症状者への無料検査	無症状者に対する検査を無料で実施する事業者への補助	廃止	自己検査の普及・検査キット入手の容易化 国においても無料検査事業廃止の方針	
2	流行期開設支援金（平日・土曜）	感染拡大期等に開設する診療・検査医療機関への支援金（平日・土曜）		オール医療体制への段階的な移行を図るため 支援対象を見直し	
3	臨時医療施設 （大阪コロナ重症センター運営事業等）	臨時医療施設の運営費補助（建物リース料等）、人材バンクに係る費用補助等		重症化・死亡率低下に伴う府の関与の縮小	
4	処遇改善事業 ①医療従事者宿泊施設等確保事業 ②特殊勤務手当補助金	①受入医療機関において、医療従事者の宿泊施設確保時の補助 ②受入医療機関において、患者治療等を行う医療従事者への支給補助		オール医療体制への転換を図るため、特定の 医療機関・医療従事者への支援の見直し	
5	人材派遣事業 患者の診療等を行う医療従事者派遣促進事業 （他、同様の人材派遣事業2事業）	重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等の派遣等			
6	各種協力金支援事業（一部見直し） ①退院基準到達患者受入協力金 ②確保病床を上回る患者の受入協力金 ③宿泊療養施設等への早期転送協力金 ④宿泊療養施設連携型病院協力金	感染拡大期における受入体制の強化と病床ひっ迫の予防を図るため、各種施策に 協力する医療機関に対する協力金等			
7	新型コロナウイルス助け合い基金	医療及び療養に係る役務に従事された方の支援			
8	簡易配食サービス事業	自宅療養者で療養期間中の簡易配食サービスを希望する方に対する支援			行動制限の緩和、食料備蓄の推進
9	発生届未確認者の宿泊調整コールセンター	発生届が確認できない陽性者を対象とした宿泊調整業務			全数届出の見直し
10	転退院促進事業	転退院調整支援システムによる転院調整			各圏域における地域連携の枠組みで対応
11	府による大規模接種会場の設置・運営事業	市町村のワクチン接種体制を補完するため、府の大規模接種会場を設置、運営			市町村における接種体制のノウハウ構築による 接種体制の確保
12	宿泊療養施設確保事業	軽症患者受入れの宿泊施設の確保・運営 1月 8429室（33施設）⇒ 2月～ 5016室（21施設）	縮小		第八波における入所者数等を踏まえ段階的に 縮小

ー5類感染症への位置づけに伴う「影響を緩和するための措置」期間及び当該措置終了後の新型コロナ対応の検討ー

- ◆ 5月8日付で新型コロナの5類感染症への位置づけに伴い、感染症法の規定を根拠とした入院措置・勧告や外出自粛要請に伴う取組みは適用外。
- ◆ 上記に伴い、国は各種政策・措置について見直しを行う予定であるが、患者等への対応と医療提供体制について「影響を緩和するための措置」を検討中。府においても、国の検討状況を踏まえ、影響を緩和するための措置期間中及び当該措置終了後の新型コロナ対応について、法上の措置（隔離措置等）や国予算措置に基づく新型コロナ事業を再検討する。

国対応方針（R5.1.27決定）

新型コロナ対策における府の取組み（5類感染症位置づけ後）

- 相談・検査
- 入院・療養
- ワクチン
- クラスター対策ほか

① 期間中の対応
② 終了後の対応

影響を緩和するための措置
影響を緩和するための措置

根拠	法令	包括交付金等	創生交付金	一般財源等
相談		発熱SOS	府民向け窓口	
検査	行政検査	頻回検査	検査キット配布	医療機関の運営支援等
入院	費用の公費負担	医療機関支援 〔病床確保料 設備整備補助 各種協力金〕		
療養	保健所長による 隔離決定 (入院、宿泊・ 自宅療養)	待機ST		
ワクチン		ホテル確保 (診療型含む) 自宅SOS	オンライン・往診 配食・パルス	
その他		専門医療・相談 体制の確保 個別・職域 接種促進	高齢者施設等 接種促進	
		OCRT (専門家派遣)	保健所等人材派遣 施設内療養支援	

一部法の適用外

国の検討状況を踏まえて再検討

5類感染症への位置づけにあたっての新型コロナの前提

- 今後も年に数回、大規模な感染の波が発生し、感染の拡大に伴い、医療提供体制のひっ迫が生じる可能性がある。
- 入院・外来は、一般疾病と同様になるため、幅広い医療機関で新型コロナ患者が受診できる医療体制に転換。
(行政の関与は、「影響を緩和するための措置期間中」に大きく縮小、当該措置終了後は関与終了)

行政による手厚い「支援」から、
一人ひとりの自主的な「行動規範」の確立・維持と、通常医療を提供しながらコロナに対応していく仕組みへの転換

5類感染症への位置づけに伴い求められる取組方針

◇府民が自主的な
「行動規範」(※)を確立・維持し、
新型コロナに「備え」「対応」

※行動規範…感染者や感染リスクの高い機会があった人は、
自身の健康状態に注意し、他者へ感染させない行動をとる

◇高齢者施設等の
感染防止対策や治療提供の充実に
向けた取組みを推進

◇オール医療提供体制と
地域での医療・介護体制の確立

⇒上記考え方及び国の検討状況を踏まえ、今後、府における新型コロナ対応を見直すとともに、
円滑な移行に必要な措置や早期の具体的方針の決定を国に求めていく。